

## 室蘭市空家活用促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内における空家等の解消を図り、もって安心して暮らせる定住環境づくりに資するため、市内の空家等の解体工事及びリフォーム工事に係る費用の一部を助成する室蘭市空家活用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、室蘭市補助金等交付規則（昭和62年規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 市内に所在する建築物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるものをいう。
- (2) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) リフォーム工事 住宅の安全性、居住性、機能性等の維持向上のために行う工事をいう。ただし容易に取り外しが可能な機器等の設置工事および、床面積を増加させる工事については対象工事にならない。
- (4) 所有者等 空家等の所有者及び占有者その他の空家等を管理すべき者をいう。
- (5) 市内業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号。以下、「建設リサイクル法」という。）による解体工事業登録されている者で、室蘭市内に本店を有する者をいう。
- (6) 空家バンク 室蘭市空家バンク実施要綱第2条第4項に規定するものをいう。
- (7) 特定空家等 法第2条第2項により市が認定するものをいう。
- (8) 木造 主要構造部が木材により建築されている建物
- (9) 非木造 主要構造部が木材以外の材料により建築されている鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造等の建物

(助成対象事業等)

第3条 助成対象事業等は別表に掲げる要件を全て満たすものとし、市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

- 2 助成対象空家等は、交付申請をする前年度の4月1日以降に取得した空家等とする。
- 3 前項に定める助成対象空家等のうち、次に掲げる空家等は本要綱の助成金の交付対象外とする。
  - (1) 相続により取得した空家等
  - (2) 贈与により取得した空家等（老朽空家等活用支援助成事業を除く。）
  - (3) 三親等以内の者から取得した空家等
- 4 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - (1) 市税等を滞納していない者
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- 5 各事業における助成対象工事は、交付申請をした年度内に完了することとする。

6 前項に定める助成対象工事のうち、国、北海道における他の助成制度を利用して工事する場合、助成金の交付対象外とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第5条 申請者は、工事を着手する前に助成金等交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 市税納入状況確認同意書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 助成金等交付申請額算出調書(共通様式第5号)
- (4) 経費の配分調書(共通様式第6号)
- (5) 助成対象経費が計算できる書類(見積書等)
- (6) 請負契約書等の写し及び現況の写真
- (7) 対象空家等を取得したことを証明する書類(登記事項全部証明書又は土地・建物売買契約書の写し)
- (8) おおむね2年以上居住その他の使用がない空家等であることを証明する書類(空家リフォーム助成事業に該当する場合)
- (9) 昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合、耐震性が確保されていることが証明できるもの(空家リフォーム助成事業に該当する場合)
- (10) 代理人が手続きを行う場合は委任状(様式第4号)
- (11) 申請者が各事業の契約を締結した施工者等に助成金の受領を委任する場合は助成金受領委任状(様式第5号)
- (12) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの

2 助成金の交付は、1つの空家等に対して1回限りとする。

3 助成対象経費は消費税等を含むものとし、助成金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請の内容を審査し、助成金を交付することと決定したときは補助金等交付決定通知書(共通様式第16号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は適正な助成を行うために必要があると認めるときは、当該助成金の交付決定に必要な条件を付することができる。

(事業内容変更の承認)

第7条 申請者は、前条の助成金の交付決定を受けた工事の内容を変更しようとするときは、補助事業等変更承認申請書(共通様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- (1) 事業変更書(様式第3号)
- (2) 助成金等交付申請額算出調書(共通様式第5号)
- (3) 経費の配分調書(共通様式第6号)
- (4) 助成対象経費が計算できる書類(見積書等)
- (5) 変更となる工事の内容がわかる書類(図面等)

(実績報告)

第8条 第6条の交付決定を受けた者は、工事終了後、速やかに助成事業等実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第3号)
- (2) 経費の配分調書(共通様式第6号、前条の承認を受けた場合に限る。)
- (3) 助成金等精算書(共通様式第12号)
- (4) 工事に係る支出を証明する書類の写し
- (5) 工事の着工前後の写真(撮影日が入ったもの)
- (6) 誓約書(様式第7号)
- (7) 同意書(様式第8号)
- (8) 前各号に定める書類のほか、市長が必要と認めるもの  
(助成金の額の確定等)

第9条 市長は、申請者から前条の報告書の提出があった場合は、速やかに当該事業の完了検査を実施し、当該報告書に係る交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、助成金の額を確定し、補助金等交付確定通知書(共通様式第21号)により、申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の請求及び交付)

第10条 前条の規定により、助成金の確定通知を受けた申請者は、市長に対し、助成金支払請求書(様式第9号)を提出するものとする。ただし、助成金の受領について、申請者が各種事業の契約を締結した施工者等に委任する場合は、助成金受領委任支払請求書(様式第10号)によるものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、助成金の交付の決定の全部を取消し、助成金の全部の返還を命じることができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 助成金を対象工事以外の用途に使用したとき
- (2) 工事において建築基準法違反等の不正があったとき
- (3) 市が定めた助成要件に違反したとき
- (4) 虚偽、その他不正な手段により助成金を受給したとき
- (5) その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき

(書類の整備、保存)

第12条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、当該助成金に関する書類を整備し、これを助成金の交付が完了する日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(調査等への協力)

第13条 この要綱に基づき助成金の交付を受けた者は、本事業に係る助成金の執行等に関し、市長が必要な調査等を行うときはこれに協力しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成29年11月14日）

この要綱は、公布の日から施行する。

附則（平成31年4月1日）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月1日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和5年7月1日）

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

別表

	空家バンク解体助成事業	空家リフォーム助成事業	老朽空家等活用支援助成事業
事業名	(空き家所有者による適切管理を支援し、空家等の有効活用や特定空家化の防止を目的とした事業)	(利用可能な空き家の住性能向上を支援し、市場流通の促進を図ることを目的とした事業)	(所有者不存在や不存在に相当するなど、長期的にも自主的対応が見込まれない特定空家等を除却し、周辺的生活環境の保全を図ることを目的とした事業)
助成対象空家等	<ul style="list-style-type: none"> <li>室蘭市空家バンクに登録されている物件</li> <li>北海道宅地建物取引業協会室蘭支部の媒介により取得する空家等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね2年以上居住その他の使用がない空家</li> <li>建築の着工日が昭和56年6月1日以降</li> <li>である空家(昭和56年5月31日以前に建築された中古住宅の場合、耐震改修済等により、耐震性が確保されていることが証明できるもの)</li> <li>居住誘導区域内に位置すること</li> </ul> ※(居住誘導区域外は対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に危険等の切迫性が高いと市が認める特定空家等</li> <li>又は長期的にも特に危険等の切迫性が高くなると市が認める特定空家等</li> <li>公売等又は無償譲渡により土地とあわせて取得した空家等</li> </ul>
助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象空家等を解体する者</li> <li>室蘭市内に居住している者又は居住を予定している者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象空家等を自らの居住のために取得しリフォーム工事を行う者</li> <li>室蘭市内に居住している者又は居住を予定している者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象空家等を解体する者</li> <li>室蘭市内に居住している者又は居住を予定している者</li> </ul>
跡地利用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等解体後10年間は売却をしないこと</li> <li>居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>空家等解体後10年間は売却をしないこと</li> <li>居住誘導区域外においては解体後に、居住を目的とした活用をしないこと</li> </ul>
助成対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は建設リサイクル法による解体工事業登録されている者で、室蘭市内に本店を有する者が行う解体工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する者が行う200万円以上のリフォーム工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法第2条第3項に規定する建設業者又は建設リサイクル法による解体工事業登録されている者で、室蘭市内に本店を有する者が行う解体工事</li> </ul>
助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成率 2分の1</li> <li>基本額 50万円上限</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成率 5分の1</li> <li>基本額 100万円上限</li> <li>加算額 20万円(全てのリフォーム工事を市内業者にて実施する場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成率 10分の9</li> <li>基本額               <ul style="list-style-type: none"> <li>木造 150万円上限</li> <li>非木造 200万円上限</li> </ul> </li> </ul>